

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<p>予算及び基本構想特別委員会会議録 (6) (30.4定)</p>			
日 時	平成30年12月18日(火)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 3時45分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、酒井(隆行)副委員長、松田・斉藤・濱本・ 中村(誠吾)・佐々木・小貫・横田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、小貫委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせします。秋元委員が松田委員に、林下委員が佐々木委員に、新谷委員が小貫委員に、山田委員が濱本委員に、前田委員が横田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、自民党、共産党、立憲・市民連合の順といたします。

公明党。

○松田委員

◎災害時における障害者支援について

最初に、災害時における障害者支援についてお聞きします。

このたびの胆振東部地震での対応については、本当に情報発信、情報共有が課題になりました。今までの議論により、市でも情報発信の重要さは十分に認識されたと思います。災害時はどなたも現在の状況や今後の対応がわからなければ不安にさいなまれますが、特に障害をお持ちの方はなおさらで、御苦労は察するに余りあります。

このたびは7カ所の避難所が開設されましたが、支援員の人員配置は何人だったのか、最初に伺います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

今回の大規模停電におけます避難所の開設におきましては、市の職員を2名ずつ配置するとともに、開設当初につきましては、小樽青年会議所や小樽市社会福祉協議会からの協力を得まして、さらに2名ずつの人員を配置したというところでございます。

○松田委員

被災直後はいろいろな情報が錯綜しますが、緊急に避難所を開設された場合、すぐにはそれぞれの障害に配慮した対応はできにくいのではないかと思います。

避難所が開設される場合、災害の規模にもよりますが、障害者に配置される人員配置はどのような基準で配置されるのでしょうか。それについてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

開設当初は、まず避難所の受け入れ要因ということでの人員配置を優先して行うということもございまして、障害者の対応を業務とします人員配置ということにはなっておりません。ただし、医療救護計画におけます医師や保健師などの巡回相談を実施することによりまして、配慮していくということとともに、72時間、いわゆる3日間を超えるような中長期的な避難が見込まれる場合につきましては、避難所の中に救護班を編成しまして対応に当たっていくというようなほか、状況に応じましては病院や福祉避難所への移送ということを計画としてございます。

○松田委員

今、ヘルプマークが大分認知され、見た目にはわかりづらい障害をお持ちであることがわかるようになりましたが、また同様に、聴覚に障害をお持ちの方、外見ではなかなか障害をお持ちであることがわかりづらく、判断しづらい面があります。どんなに情報発信がなされても、今御説明がありましたけれども、すぐには手話通訳者などの派遣がなされず、情報を共有するのが困難な場合があると思います。

今、市内で聴覚に障害があるということで手帳等を交付されている方はどのぐらいいらっしゃるのか、状況をお

聞かせください。また、あわせてヘルプマークの発行枚数もお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) 障害福祉課長

まず、聴覚障害をお持ちの方の人数ですが、平成30年10月末現在で1級の方が10名、2級の方が126名、3級の方が52名、4級、5級、6級合わせて433名ということで、計621人となっております。

あと、ヘルプマークの配付数ですけれども、29年11月から30年11月末までで405個となっているところです。

○松田委員

また、災害時には特段の配慮を要してほしいなど、小樽ろうあ協会や団体からの要請はあったでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○(福祉) 障害福祉課長

聴覚障害の団体ということでありましたら、正式な要請ではないのですけれども、聴覚障害の方が同じところに避難できるようにできないかというような要望は受けております。

○松田委員

それで、そこで災害時に聴覚に障害をお持ちの方であることがわかるバンダナを作成している自治体があることを私は最近知りました。このバンダナは東京都墨田区の手話サークルと墨田区の聴覚障害者協会と一緒に考えてつくったオリジナルで、これを身につけていただくと、手話や筆談などのコミュニケーションが必要な方であるというふうにわかる効用があるというふうに聞いています。

また、その聴覚障害者だけではなくて、手話通訳者にもバンダナがあり、災害時にそれを身につけていただくと、聴覚に障害のある方がいた場合、探す目印になり、コミュニケーションをとるのに大変役立つことができるというものであるというふうに聞いています。

市の防災担当課では、こういうバンダナがあるという、取り組みがあるということは御存じだったでしょうか。また障害福祉課の方はいかがでしょう。この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(総務) 災害対策室佐藤主幹

先日、石狩市の福祉部局での取り組みということで、道内では初というような報道ですけれども、そういった報道をテレビで知った程度でございまして、それまでは存じ上げておりませんでした。

○(福祉) 障害福祉課長

大変申しわけありませんが、障害福祉課ではこの情報については把握していなかったところです。

○松田委員

それで、今、障害福祉課の方も災害対策担当者の方も知らなかったということなのですが、この取り組みは道外の自治体では既に数年前から行われており、先ほど災害対策室の方が説明したとおり、道内では石狩市が初めて試みたというふうにお聞きいたしました。

災害時というのは先ほど言いましたとおり、情報共有がどなたにも一様に伝わるのが大事になってきますので、小樽市でもこの取り組みをしていただきたい。バンダナの配布を早急に検討していただきたいというふうに私は要望するのですが、この点についての御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) 障害福祉課長

バンダナの配布なのですけれども、先ほどもお答えしたとおり、私どもはこのことを把握しておりませんが、まずはこの実施している自治体とかの情報収集に努めていきたいというふうに考えているところです。その後、その必要性とかを研究していきたいというふうに考えています。

○松田委員

この点についてはよろしくお願いします。

また、今は聴覚障害の方に少し焦点を当てましたが、これ以外に障害をお持ちの方に対して、特に避難所などで

はどのような配慮をすべきと思っているのか、このお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

それぞれの障害によりまして、配慮を必要とされる事項といえますが、事柄が異なってくるものと思われまして、一概に申し上げることもできませんが、まずはそれぞれの方々のニーズを把握するというところに努めまして、可能な対応は進めるということとともに、先ほど申しましたけれども、各避難所において対応が難しい場合につきましては災害対策本部を通じまして、関係部とも調整をとりながら、病院や福祉避難所への移送についてやっていくということになるかと考えてございます。

○松田委員

本当によろしく申し上げます。

というのは、私の友人に、今回大きな被害を受けた胆振管内に住んでいる友人がいます。今、3カ月以上たっても、いまだにパジャマを着て寝られず、そばにリュックを置き、服を着たまま寝ているというふう聞いています。やはり、目に見えているものについては直すことはできるかもしれませんが、目に見えていない心の傷というのはなかなか癒えません。そういった意味で、外見ではわかりづらい障害をお持ちの方もいらっしゃいますし、どうかそういったことで配慮していただきたいというふうに思いまして、この質問については終わらせていただきたいと思います。

◎住宅セーフティネット制度について

それでは次に、住宅セーフティネット制度についてお伺いいたします。

これは本年第2回定例会の一般質問でも取り上げさせていただきました住宅確保要配慮者対策について、少しだけ進展があったというふうに聞いていますので、伺いたいと思います。

小樽市でも何とか市町村レベルでもっと積極的に動いてほしいという質問をさせていただきましたが、北海道の協議会に参加している中で、情報収集を図っていきたいという内容の御答弁でした。

また、この制度自体がまだ1年余りしかたっておらず、制度の周知が大切だということで、本年度から北海道建設部が主体となって、今説明会を開催しているというふうに聞いています。それで、先月、小樽でもこの制度の説明会が行われましたので、私も参加させていただきました。

それによると、北海道では、需要があるのに登録が伸びないのは申請が煩雑であるという反省から、添付書類が13種類あったものを3種類にするなど簡素化を図り、また登録手数料を廃止するなど行ったというふうに説明を受けました。そこでうれしいことに、小樽市でも札幌の支援法人での登録ではありますが、要配慮者用の賃貸住宅の登録が2件あったというふうに聞きました。

私の願いとしては、小樽市の法人による登録の推進なのですが、小樽市としての指定法人を立ち上げることにしている課題等があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（建設）建築住宅課長

ただいま委員から質問のありました指定法人、居住支援法人についてですが、これを小樽市内で立ち上げることの課題としまして、まず庁内関係各課で協議を重ね、この居住支援法人制度への理解を深めることや役割分担の整理を行い、庁内の体制を整えた上で関係する法人や居住支援を目的とする会社に立ち上げを働きかけること。それから、登録された住宅の戸数が現在少ないので、それをふやすことなどが考えられます。

○松田委員

また、この制度について、やはり先ほど言いましたとおり、北海道でもなかなかこの制度の周知がなされないから登録が伸びないのだというふうに、そういうことで北海道建設部でも道内何カ所か決めて説明会を開催していますが、小樽市について、この制度についての周知方法はどのように考えているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

本市としまして、居住支援法人制度のみならず、もともになる住宅セーフティネット制度自体の周知をホームページ等に掲載し、今後、周知を図っていきたいと考えております。

○松田委員

今お聞きしたら、ホームページというふうになっていますけれども、ホームページは、パソコンがない方だとか、なかなかわかりづらい方もいらっしゃると思いますので、それ以上のことも今後少しずつ考えていただきたいというふうに思います。

ともあれ、平成30年11月13日現在で、全国で300件余りの登録があり、5,000戸近くの登録があったというふうに聞いています。そのうち道内では28戸の登録があり、先ほど申しましたとおり小樽では2戸の登録ですが、計画によりますと37年までには全道で6,600戸の登録を目指すという説明がありました。

小樽市は道の協議会の一員ですが、6,600戸の目標値の設定、根拠についてどのように道から説明を受けているのか。まずその点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

6,600戸という目標値ですが、これは北海道内での目標値であります。北海道が策定した北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画に定められている目標量です。国の算出方法にのっとり算出しているものですが、必要量に対して目標量を設定しているのではなく、土地統計調査のデータをもとに北海道の全空き家の中で一定の基準をクリアしたセーフティネット登録住宅になり得る戸数を割り出し、6,600戸という目標を算出したと聞いております。

○松田委員

それで、北海道では6,600戸ということです。それでは、小樽市としてどのように目標戸数を設定しているのか、これについてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

先ほど答弁いたしました算出方法ですので、この6,600戸のうち小樽市の分は何戸あるかという数字は出していないと聞いております。

○松田委員

目標もなく進んでいくのかということで少し疑問に思うのですが、この点についてもう一度お聞かせ願えますか。

○（建設）建築住宅課長

小樽市の目標戸数につきましては、庁内関係課の協議の中で今後検討していきたいと思います。

○松田委員

どんなものでもやはり目標どかを設定しなければ整備を図っていくこともできないと思いますので、しっかり検討していただいて、小樽ではどのようにするか、まして小樽は本当に高齢化が進んで、全国においても、また全道においても高齢化率が高いまちですので、その点についてしっかり検討していただきたいというふうに要望いたします。

では、この説明会では市の建設部と介護保険課、そして不動産関係者が参加してございましたけれども、この説明会を受けて、その後、何らかの動きはあったのかどうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

この説明会の内容につきまして、本市の医療保険部、地域福祉課、それから小樽市社会福祉協議会へ情報提供をいたしました。

○松田委員

私なぜこの質問をしたかということ、本当に困っている人がいるからということでの質問を第2回定例会でもさせていただきましたけれども、確かに小樽だけで独自では進まない部分もあるかと思いますが、やはりきちんと計

画を立てながらやっていただきたいなというふうに思います。

ともあれ、小樽は北海道居住支援協議会の構成員ですが、私の願いとしては、先ほど言ったように目標を道が決めなければ小樽が決められないというのではなくて、小樽として協議会を立ち上げてほしいというのが私の本来の目的ですので、その後の動向についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

ことし 7 月 26 日に札幌市で開催された北海道居住支援協議会定例会議へ出席いたしまして、また、11 月 20 日に小樽市内で行われました北海道主催の住宅セーフティネット制度の説明会に出席しました。その中で、道内で協議会を現在立ち上げているのは、北海道と本別町のみでありますので、北海道の担当者から北海道外の市で協議会を立ち上げている事例などを情報収集したところです。

○松田委員

今回は 2 戸の登録でしたけれども、その住居に対して入居申し込みがあったかどうか、その点については押さえていますでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

登録住宅は 2 戸、小樽市内で登録されておりますけれども、これにつきまして国土交通省のホームページでわかりますので、その入居状況を把握しております。現在は入居していない状態です。

○松田委員

それで、今 2 戸の登録でしたが、今後はしっかり登録後の入居状況などを押さえていただき、しっかり推進していただきたいなというふうに思います。

先ほども言いましたとおり、この制度はまだ立ち上がって周知不足であり、課題も多いですけれども、この制度ができた背景を考えると、何ともしもしっかり確立していただかなければならないというふうに思っていますので、どうか一つ一つ課題を解決して取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

本市におきまして、この制度を推進していくことは必要なことだと考えておりますので、ぜひ関係課とともに進めていきたいと考えております。

○齊藤委員

◎東南部地区のまちづくりセンター建設について

東南部地区のまちづくりセンター、いわゆるコミュニティセンターです。建設するに当たって、その建設の判断をするためのチェックポイントと申しますか、その順番について伺いたいと思います。

現在、場所については朝里十字街の市の所有地ということで名前が挙がっております。一応それを前提として、それから必要性については、私の一般質問への答弁で、市長から十分に認識をされているという御答弁をいただいておりますので、それも前提として伺います。

幾つかチェックポイントがあるのですけれども、例を何点か挙げますと、まず本市の財政状態というのが一つあると思います。それから、規模、機能の絞り込み、それと必要性は認識があるということですが、必要性とか緊急性とか、そういったことを見きわめる。これも一つのポイントです。

それから他の施設との優先順位、例えば以前であれば病院の新築統合とか、あるいは学校、統廃合に伴って新たに何校も新しい学校を建てなければならないとか、そういった他の施設との優先順位が一つあると思います。それから過疎対策事業債とか、いろいろな補助金、交付金等、また P F I とか P P P とか、いろいろ民間活力の導入の手法があるかどうかみたいな、そういった財政手法の部分。それと一般質問で私がいろいろ検討材料としたとこ

ろでは、公共施設全体の再編との整合性、そういったことは非常に大事なポイントだと思います。

あと、総合計画への位置づけ、こういったことにいろいろ観点があるのですけれども、この今言ったような中で一番見きわめなければならないポイントというのは何なのか。

その他、2 番目、3 番目もあると思いますけれども、どういうふうにしてそういったポイントを整理していくのか。この 1 点だけ伺いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

今いろいろと項目をお示しいただいたのですけれども、その中で生活環境部といたしましては、まず一番には必要性、緊急性という、地域の声などが必要ということで、その必要性をお伺いしながら市として判断していかなくてはならないと思っております。

その次に必要だというのが、総合計画での位置づけ、こちらの部分についてもコミュニティ施設の充実とか、施設のことというのは十分に必要でありますので、その部分も必要というふうに考えております。

その後で一番重要なのがやはり財政状況、それからコミュニティ施設をどのような規模で、どのような規模を持っているということも、大変判断の材料になってくると思います。それと、起債とか国の補助、それから民間の活用というものも必要と思っております。財政面、施設の機能、それと財源につきましては、生活環境部だけではなく、財政部とかとも調整して行って、総合的に判断していかなくてはならないと思っております。

今の時点では、この五つが大きなチェックポイントになるのではないかとこのように思っております。

○齊藤委員

いわゆる必要性という部分については、市長答弁で十分認識があるということでしたので、順次、その次、次という形でチェックしながら、ぜひ進めていただきたいというふうに希望して終わりたいと思います。

○生活環境部長

今、主幹からも答弁させていただきましたし、本会議、あるいは昨日も市長から答弁させていただいております。委員のおっしゃるとおり、東南部、朝里地区のコミュニティセンターについては非常に重要であり、必要なものという認識は市としては持っているところでございます。

ただ、実際の建設に当たって具体的な計画を今お示しすることができないという状況の中で、今後も朝里地区の皆様のご意見ですとか、ニーズとかというのを確認させていただきながら、また財政面につきましては庁内で調整しつつ進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○酒井（隆行）委員

◎違法建築物について

それでは、違法建築物について質問させていただきます。

この質問は、第 3 回定例会で自民党の山田議員も質問しておりました。また、その前ですと、たしか平成 27 年第 4 回定例会だったと思いますけれども、私も同じような質問をしていました。まずお聞きしたいのは、星置川周辺のプライベートビーチの部分の違法建築物の棟数をお聞きしたいのです。

たしか、27 年 11 月時点で 70 棟だという答弁をいただいていたと思います。その後、さきの第 3 回定例会の答弁では、8

月末で63棟という答弁をいただいていたのですが、その後何か動きがあればお知らせ願いたいと思います。

○（建設）近藤主幹

星置川周辺の違法建築物の棟数でございますけれども、平成30年11月末時点で60棟となっております。

○酒井（隆行）委員

これまでの是正措置に向けての取り組みについて、詳しく説明願いたいと思います。

○（建設）近藤主幹

今の是正措置というのは、星置川周辺のお話でしょうか。

それとも小樽市全体のお話でしょうか。

（「全体で」と呼ぶ者あり）

小樽市全体の話で言いますと、平成29年度に都市計画法違反、開発行為等に関する是正指導要綱の改正、要領の新設を行いまして、この要綱等に基づきまして、是正指導文書をより1段階強めた是正勧告文書を29年度から送付しているところでございます。

このほかに、電話や夜間、休日などの面談の実施や、現地の立ち合いによる指導を行ってきているところでございます。そのほかに、星置川周辺の地区につきましては、北海道や警察などの関係機関との合同会議や合同パトロールを行い、連携して指導を進めてきているところでございます。

○酒井（隆行）委員

1段階強めのというか、強くした文書を発行しているということで、これについては効果はあったのでしょうか。

○（建設）近藤主幹

これらの指導を行うことによりまして、違法建築物が、数的にはそんなに多くはないのですけれども撤去されていたり、金銭的にすぐ撤去できないという方もいらっしゃると思いますので、そのような方には撤去計画などを記載してもらった是正計画書と呼ばれるものを提出していただいておりますので、ある程度の効果はあったというふうには考えてございます。

○酒井（隆行）委員

効果はあったということで御答弁いただきました。

これ、聞かせてもらいたいのですけれども、最終的にはこの違法建築物所有者の方に対して行政代執行ということも考えられるかと思うのですが、それまでの段階があると思うのですけれども、それについて簡単でいいので説明願いたいと思います。

○（建設）近藤主幹

今行ってございますのは行政指導の範疇でございまして、それから先に進みますと行政処分という段階になるのですが、平成30年度に市内全体で行政処分の検討も行ったのですけれども、今の段階ではまだ行う段階ではないというふうに考えてございます。

行政処分をもし仮にやっただとして、その後、やったものにつきましては、例えば改善されなかったとかという建物につきましては、行政代執行法に基づきまして、例えば著しく公益性に反するというようなものがあれば、行政代執行法に基づく行政代執行が行われていくものであるとは考えてございます。

○酒井（隆行）委員

都市計画法の中で、違反者に対する罰則規定もあるかと思うのですけれども、これについてもお聞かせいただけますか。

○（建設）近藤主幹

罰則規定はございまして、今すぐ手元に出てこないのですけれども、監督処分を行った後に、もし是正措置をされない方には刑事告発というような形で懲役刑と、あと罰金刑があって、何カ月とか金額まではっきり今お答えで

きないのですけれども、そういう部分では書いてあったと思います。

○酒井（隆行）委員

違法建築物の棟数がそんなに減ってはいないにしろ、少しずつ前には進んでいるのかなという感触は個人的には受けておりますが、まだまだ違法建築物については多いのかなというふうにも思っております。

プライベートビーチの部分についても、なかなか進んでいないかというふうにも思いますけれども、以前聞いたときには、所有者の方となかなかお会いできなかつたりとかということもあるというふうに聞いていますので、粘り強く進めていただきたいと思いますし、必要であればもう一段階強めて取り組みをやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○濱本委員

◎地域防災計画について

それでは、まず地域防災計画についてお聞きしたいと思います。

先般の 9 月 6 日の大規模停電、ブラックアウトで、その後開かれた第 3 回定例会においても、それぞれの会派から、また議員から防災計画に関していろいろ質問がございました。そのとき私は B C P、いわゆる業務継続計画が必要ではないかというお話をさせていただいて、大変だけれども前向きに取り組むという答弁をいただいております。

その中で一つ言えることは、今、小樽市が持っている地域防災計画の、本当に小さい個々の中身は別としても、もう一回、何か再構築する必要があるし、それから計画そのものも簡単に言えば災害予防の部分、それから災害に対する応急対策の部分、復旧計画の部分、これにもう一つ加えるとすると復興計画というのも多分必要なのだろうと思うのですけれども、どうも中身のバランスだとか、それから組み立て、構成がまだどうか、やはり不十分なのではないかという感想を持っています。

この防災計画そのものは、やはり基本的には市役所の皆さんのための防災計画、関連している業界団体もあろうかと思いますが、そうすると、このづくりではなかなか定着しないのではないかと思うのです。もう一回つくり直しを、個々の案件ではなくて全体の組み立てをつくり直しするということを検討されてはいかがかと思うのですが、どうですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

御質問にありました、本市の地域防災計画でございますけれども、長年必要な箇所の追加や見直しが必要な箇所の修正、不要な箇所の削除等を繰り返してきたもので、必要最低限の内容については記載されていると考えておりますが、今、委員から御指摘のありました全体の構成や体系等について、旧来のものであるということでございますので、他の自治体などを調査しまして、他の自治体と異なるものがあると思われま。

これにつきましては、他の自治体の地域防災計画を調べ、本市と異なる点や本市がそれを見た上で改善すべき点などについて、まず把握することに努め、必要がある場合には根本的な見直しについても考えていかなければならないものと考えております。

○濱本委員

必要があればではなくて、間違いなく必要があると思いますので、考えてもらいたいと思います。

それで、実はこの中にないのですが、パンデミック、いわゆる大規模感染症について言及している部分はないのですけれども、このことについてはどこかで所管して、何かの計画を持っているのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

委員がおっしゃるように、網羅している部分は防災計画等にはございませんけれども、インフルエンザの関係でいきますと、今、保健所では対策の計画を持っているというところでございます。

○濱本委員

小樽は港湾も持っていて、いわゆるそういう海外からの感染というのも決して想定されないわけではないので、個別に持っているというのは、それはそれでいいのでしょうかけれども、一元的に管理するという、つくるといふことは、私は必要だと思うので、その点についても、先ほど作り直しのことについても言及されていますが、考慮していただければというふうに思います。

それともう一つ、先ほども言いましたけれども、わかりやすくいけば平常期、それから発生期、復旧期、復興期みたいになりやすく、時系列的に、その計画がこのタイミングだとこのページを見ると何をやらなければならないかということがわかる。それはBCPとも関係していることですが、復興期にはこういうことをやらなければならないのだというの、もう少しそういうふうになるような、わかりやすい組み立てもお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

先ほどの答弁を少し繰り返す部分がございますけれども、まず他都市の事例等を調査させていただきまして、その上で必要がある箇所については根本的な見直しも考えるということで答弁させていただきましたが、その過程の中で、今、委員から御指摘のありました災害時の要望から、最後の復興までのタイムラインというようなことについても、他都市の事例について、まずは調べて考えていきたいというふうに考えております。

○濱本委員

◎退職自衛官の任用について

それで、先ほども申し上げた業務継続計画もそうですが、そういう計画を考える上で、きょう横にいますけれども、我が会派の横田委員が退職自衛官の採用について伺っております。そのときに、答弁の中で道内では39自治体で55名が採用というふうになっています。この39というのは、実は調べてみましたけれども、北海道も入っている、北海道以外でいくと道内20市、18町、村はいませんので、いわゆる38の市と町で採用されているわけです。

これまでこういう採用されている自治体の、例えば雇用形態だとか、実際に働いている部署だとか、その自治体でどうして導入したのか、またその導入時期はいつぐらいなのかという、そういう調査をされたことはありますか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

この退職自衛官の地方公共団体への採用について、任用についてということでございますけれども、これについてはこれまで、特に既に採用されている自治体等に対する調査等は行っておりませんでした。

○（総務）災害対策室長

ただいま主幹から、調査は今まで過去にしていなかったということでしたけれども、済みません、少し訂正させていただきます。

旭川市、それから苫小牧市、このところでは確認させていただいています。少し細かい内容については手元に資料を持ってきていませんのでお答えできませんが、ただ、やはり災害に関して事前に、先般もお答えさせていただきましたけれども、事前に自衛隊とのやりとりですとか、そういった情報の共有といった部分では非常に有効だというようなお話は何っております。

○濱本委員

それで、答弁の中にもありましたけれども、いわゆる地域防災マネジャーの要件を満たした退職自衛官を採用するとした場合には340万円を上限として特別交付税で措置されるというふうにあります。

それで、地域防災マネジャーを調べてみたら、きちんとした資格なのです。当委員会では、単なる地方自治体への天下りみたいな話もございましたが、そうではなくてきちんとした、内閣府が認めた資格を有した人材を雇用するという、単なる天下りではないということがわかるのです。

先ほど言ったように、道内の20市18町が採用しているわけです。これが全て自衛隊の駐屯地ではないわけです。それ以外のまちも、やはり自分たちのまちの危機管理のために、こういう資格を有した職員が必要だという認識のもとで採用していると思うのですが、私が今申し上げていることは正しいですか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

まず、先ほど間違った答弁をしましたことについて大変申しわけございませんでした。

それで、今の御質問でございますけれども、地域防災マネジャーということにつきましては要件がございまして、大まかに答弁させていただきますと、防災に関する必要な研修を受講している者、防災行政に係る一定程度の実務経験を有する者で、この実務経験については本省課長補佐級、または民間企業にあつてはこれに相当する以上の職位経験者で、国または地方公共団体において防災行政の実務経験5年以上を担った経験があること、または災害派遣の任務を有する部隊または機関において2年以上勤務経験を有することとなっており、これにつきましては、大変難しい要件を担った人が地域防災マネジャーになるものというふうに認識しております。

また、他の自治体の自衛隊を退職された方の任用状況でございますけれども、今、濱本委員がおっしゃられましたとおり、自衛隊所在地以外の自治体でも雇用されているということが防衛省のホームページから発表されております。

○濱本委員

ぜひとも採用に向けて、いろいろハードルはあるのでしょうかけれども、例えば市の採用の条件だとか、何か仕組みだとかあるのでしょうかけれども、できないではなくて、どうやったら採用できるかという方向で進めてもらいたいと思います。

ほとんど幕僚経験者の方が採用されているようです。いわゆる中央で総合的に指揮命令、組み立てをしながら指揮命令していたような人がやはり採用されているようです。相当な能力が私はあると思います。当然、自衛隊というのはいわゆる自己完結で作戦というか行動をするところなので、当然、平たん、バックヤードのこともわかっていますし、それはつまりは今ある資源でどうやって行動していくか、そういうこともきちんと頭の中に入っている、そういう有為な人材なので、採用に向けて速やかに頑張ってもらいたいと思います。

◎第7次小樽市総合計画について

それでは次に、小樽市総合計画について少しお伺いをしたいと思います。

このたびの第7次総合計画、自分自身もそうですが、今回は総合計画の基本構想部分について質疑をさせていただきます。何か2層構造になっている下の基本計画まで踏み込んで質疑をしまいそうなのですが、基本構想の部分についてお伺いをしたいと思います。

政策の部分、望ましい方向性の部分については、私はそんなに大きな間違いがあるわけではないし、いいのだらうと思うのです。ただし、この総合計画の基本構想の中のいわゆる市政運営の基本姿勢というところの2番目に、「持続可能な行財政運営の推進」というふうにあります。要はこの基本構想を実現させるための大事なエンジンは、実はこの小樽市です。小樽市役所です、ある意味では。

そのエンジンの部分の書き込みというか、構想レベルの書き込みとしては、少し不満があるのです。それはなぜかということ、ここの部分について審議会の委員の皆さんから、多分いろいろな意見があったのだらうとは思いますが、小樽市はことしの4月に小樽市人材育成基本方針の改訂版を出したのです。平成19年につくって部分的に改訂をしながら、30年にある意味、大規模に書き直しというか、つくり直しをかけたのです。その中に、求められる職員の能力というところがあって、その能力の中に、基礎的職務遂行能力、政策形成能力、マネジメント能力、行政経営能力というふうには、はっきり行政経営という言葉が入っているのです。にもかかわらず、この総合計画の基本構想の中に、行政経営、もしくは経営という言葉がない。

それで確認をしたいのですが、審議会の皆さんにこの4月にできた人材育成基本方針を、資料として間違いなく、

市政の経営の部分で言うと、資料として私は渡さなければならないものだろうと思うのですが、渡していましたでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

総合計画審議会には、策定に当たっての資料集ですとか、市の統計書ですとか、市政全般にわたる資料をお渡ししておりましたけれども、この人材育成基本方針についてはお渡ししておりません。

○濱本委員

要は、小樽のまちをどうしていくかという、そういう部分の資料は多分渡したと思うんですね。だけれども、言わなければ、エンジンに関する資料を渡していなかったというのは、私は少しまざったかなというふうに思うのです。

私は運営ではなくて経営だということを、前市長が就任して以来ずっと言い続けてきたのです。やはり経営というセンスというか、ニュアンス、認識みたいなものがないと、やはりこれからの小樽のまちづくりというのはできないのだろうと思います。それは、市長だけが経営の認識を持っているのではなくて、職員の皆さん全てがそれぞれの立ち位置の中で経営をするという認識を持ってもらわないと、私はこの小樽のまちがもっともっとだめになっていくような気がするのです。

基本構想はここまで書き込まれているので難しいのだろうとは思いますが、基本計画の中では、ぜひとも経営という言葉、それから、それに付随するいろいろな書き込みというか、そういうものを求めていきたいと思うのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

これから基本計画を策定していく中で、今の御意見をしっかり踏まえていきたいと考えております。

○濱本委員

でき上がったものを期待していますから、期待を裏切られると、またいろいろ言わなければならないのですけれども、ぜひとも期待しております。

それからもう一つ、この小樽のまちというのは、今、ある意味人口も含めて縮小再生産の時期に入っているわけです。よく商品などは開発する時期、市場に投入する時期、成熟していく時期、それから衰退していく時期とあるのです。でも、商品はそうですけれども、商品の本質はそういうことではないのです。わかりやすく言えば、昔のガリ版がありますよね。ガリ版の原理は今も生きているわけです。だけれども、ガリ版そのものはもう陳腐化してなくなってしまったのです。そういう意味では、小樽の原理、小樽の資源はまだ生きているのです。この時代に合わせたマーケットに投入をしたら、それはもう一回買ってくれるし、生き延びていくのだろうと思うのです。私は、そのためのこの基本構想だし、これからできる基本計画だと思うのです。原理は、資源は生きているのです。ただ、時代にマッチしているか、マーケットにマッチしているかだと思うのです。ぜひともマーケットにマッチした基本計画を期待しておりますので、よろしくお願いします。

市長、何かあれば、答えてくれると大変格好いいのですけれども、よろしくお願いします。

○（総務）企画政策室品川主幹

また繰り返しになりますが、御意見をしっかり踏まえて、基本計画を策定してまいりたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 58 分

再開 午後 2 時 15 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
共産党に移します。

○小貫委員

◎第 7 次小樽市総合計画基本構想について

最初に基本構想の関係でお伺いいたします。

まず、基本構想では2030年に8万9,561人に人口が減少すると。こういう推計を立てているのですが、それでこの推計というのが、今回この基本構想で六つのテーマを掲げていますけれども、そういう六つのテーマに基づくまちづくりを進めた結果の推計ということなのかどうなのか、お示してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

今の御質問に対するお答えとしましては、基本的にはそのとおりだというふうに考えてございます。といいますのは、人口推計は、その考え方として、死亡ですとか人口移動ですとか、出生ですとか、そういった要素をこれまでの傾向が今後も続くという仮定のもとでの推計になっております。

これまでの傾向には、これまでの市政、これが反映されていると、織り込まれていると考えられますので、それで第7次総合計画についても、これまでと同じ取り組みを継続する部分もございまして、基本的にはこれまでどおりの取り組みを続けると、恐らく推計どおりだろうというふうに考えております。

仮に、市政の人口に与える影響、これがこれまでよりも効果が高まれば推計を上回る結果になるであろうと考えておりますし、逆に効果がこれまでよりも低ければ、推計を下回る結果になるであろうというふうに考えてございます。

○小貫委員

後段のところは少しよくわからないのですが、まずこの基本構想の柱の一つが人口減少の少子高齢化への対応だと。人口減少に挑戦だということをやっている、これまでどおりの市政だったならば、ここに掲載しているとおりですよという答弁が返ってくるというその前段の部分が、なぜそういう答弁になるのかがよくわからないので、もう一回お願いします。

○（総務）企画政策室品川主幹

第7次総合計画で掲げております人口減少、少子高齢化への対応、この部分でございまして、人口対策という別個の施策があるというものではありませんでして、人口減少、少子高齢化への対応、その中での人口減少への挑戦、ここに掲げている方向性、これに沿った施策、これを関連づけて人口対策だというふうに位置づけまして、それを重点的に推進するというものですので、人口対策の部分にぶら下がる施策の内容としましては、六つのテーマの中から抜粋したものというふうに考えてございます。

（「いや、ちょっとわかんない」と呼ぶ者あり）

○委員長

もう一度説明してもらえますか。答弁してもらえますか。

○（総務）企画政策室長

人口につきましては二つの考え方で、人口減少への挑戦と、それから将来人口への適応ということでございまして、人口減少への挑戦ということでは、あくまでも減少を抑制するという考え方がございます。将来人口への適応というのは、そうは言いながらも人口というのはどうしても全国的には減っていつている。その中でそれに見合ったまちづくりも検討していかなければならないだろうという、こういう2本立てになっております。

そういった意味で、先ほど何もしなければ、この約8万9,000人という数字になるということなのではございますが、

当然それを認めているということではなくて、今まで以上にそれを抑える、そういった工夫をするために、この基本構想で人口対策に向けて六つのテーマ、それを関連づけて施策を行っていかうという趣旨でございますので、必ずしもそれが8万9,000人になることを是としていることではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○小貫委員

だから、このままいくと8万9,000人になってしまいますと。ただ、この六つのテーマをやることによって、少しでも抑制していきたいですと。ただ、この六つのテーマ全てが思いどおりに進むかといえば、そうではありませんと。だから、そのことについては正確にこうだとは言えませんが、というふうに何か言いわけも含めて答えてくれれば何となくわかるのだけれども、そこが余りよくわからなかったということを少し述べておきますが、余りこれが中心課題ではないので、次に行きます。

2028年、これが基本構想の最終年度ということになるのですが、それではこの2028年の人口推計というのはどういうふうに想定されているのですか。

○(総務) 企画政策室品川主幹

基本構想に掲載しております人口推計、これは5年刻みとなっております、2025年と2030年のものしかありませんので、2028年の推計としましては、2025年から2030年、これの間の人口の減少が1万675人減少しておりますので、これを5で割って2025年から3年分減ったということで仮定して算出しますと、この5年間で1年当たり平均2,135人減少しておりますので、その3年分で6,405人、これを2025年の10万236人から6,405人を引きますと、2028年は9万3,831人になるという考え方になります。

○小貫委員

それで、そういう人口想定のもとでこの計画があるということなのですが、本題に入りますけれども、この基本構想の随所に北海道新幹線札幌延伸の関係が記載されているわけです。そこで、まず2028年、この基本構想終了年に札幌延伸工事というのはどの程度進んでいる見込みなのかお示してください。

○(総務) 新幹線・高速道路推進室主幹

2028年の基本構想終了年時の札幌延伸工事、新幹線の札幌延伸工事の状況ということでございますが、今、我々が打ち合わせをしている前提では、先進事例ということで、新函館北斗駅の例をもとに少しお話しさせていただきますけれども、新函館北斗駅の場合、ちょうど2年前ということであれば、行われていた工事が駅部土木工事の終盤部分、それから駅部建築等工事ということで、駅舎本体の工事に入っている状況でございます。ですから、まだ新幹線の駅舎が完成しているというような状況ではございません。

○小貫委員

それで、その例だと駅周辺はどういう状況だったのですか。

○(総務) 新幹線・高速道路推進室主幹

新函館北斗駅の例で申し上げますと、新函館北斗駅の場合、土地区画整理事業というのをやっておりますので、小樽市の場合とぶつかってこないですけれども、その事業を行っていたと。あわせまして新駅の周辺地区のまちづくりに係る取り組みを進めていたというふうに確認してございます。

○小貫委員

それで、総合計画基本構想の11ページなのですが、市街地整備ということで、要は2028年、まだ開通していないときですけども、今言ったように、恐らく駅舎の工事に着手したところが最終年でしょうと。そういうときに、北海道新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めますと。こういうことなのですが、開通していないのにどうやって活用するのかなと、駅舎もできていないのにというふうに考えるのですが、ここはどういうイメージなのですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

おっしゃるとおり、まだ新幹線は、2028年度には開業していない状況になりますが、我々としては2030年度の開業に向けて、周辺のまちづくり、これは短い期間ではできるものではないですから、数年かけて行っていく中で、開業をイメージした取り組み、例えばですけれども、我々としては2次交通ですとか、ソフト対策ということで観光の魅力向上みたいな部分に取り組んでいく予定で今考えております。

ですから、そういった部分を踏まえて、今回の市街地整備というところでは、駅周辺の部分もございませけれども、小樽市全体のそういうソフト関係の部分を含めて整理していくということで、今回の基本構想の中では位置づけさせていただいているところです。

○小貫委員

それで、先ほど2年前での新函館北斗駅の例を引いていましたけれども、まず、函館までの延伸の段階で、ダイヤというのはいつ発表になったのですか。2年前に発表になっていましたかという、そういうことです。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

2年前の時点では、ダイヤは公表、発表されてございません。

○小貫委員

それで、駅舎もつくっている途中だと。ダイヤも発表になっていないと。どうやってまちづくりを進めるのかと思うのですけれども、どうやってやるのですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

おっしゃるとおり、細かいダイヤは間違いなく、2年前には発表になっていないと思いますけれども、我々のまちづくり計画の中では、利用者の想定という部分で数字を出しておきまして、その中では前提として必要便数というものそれぞれのケースの中で数字を用いております。

基本パターンは今お話ししませんけれども、その前提でいくと、必要便数は1日当たり24便から30便ということを出してございまして、我々としてはその便数に基づいた形で新幹線のまちづくりを進めていく予定で考えてございます。

○小貫委員

今、余り入り込みたくないのだけれども、24便から30便という答弁がありましたが、全国で700人から1,000人の利用者数で、24便から30便とまっている駅というのはあるのですか。正確でなくてもいいです。どのぐらいあるのか、ないとかで構いませんので。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

申しわけありません。その部分は、今手元に資料がないので、数字を申し上げることはできません。

○小貫委員

余りこのやりとりを深めても時間がなくなるのですけれども、要は余り決まっていなくてに工事推進だけが浮かび上がってきているところなのです。

今、北海道新幹線が100億円を超える赤字だという報道がされていますけれども、実際に2017年度の決算というのはどうだったのかというのは調べていますか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

ことしの平成30年11月9日にJR北海道で、平成29年度の線区別の収支というのが出されてございまして、それを見ますと、新幹線、新青森-新函館北斗間で営業損益の管理費含むというところで、マイナス額が98億7,700万円というふうに公表されてございます。

○小貫委員

多分、当初発表になったのが、見込みの段階だと思うのですけれども、それでその後で98億7,000万円ぐらいだと

ということなのです。

それで、そういう状況のもとで新駅整備なのですが、代表質問で共産党の酒井隆裕議員が質問した答弁では、駅に関する整備費用は明らかでない、こういう答弁だったのです。ただ、過去の答弁からすると、北海道新幹線の建設の小樽市の負担金は、大体7億円から8億円程度ということによろしいでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

委員がおっしゃられるとおり、過去の答弁を確認してございますけれども、平成25年第3回定例会のときに最初にそのお話をさせていただいたというふうに確認してございます。そのときに北海道に確認したという前提での、超概算数値ということでお話をさせていただいております。

そのときの小樽市に係る全体工事費が大体200億円から250億円、その小樽市負担分が30分の1と考えますと、目安として7億円から8億円ということでお話をさせていただいております。今後の工事の状況で当然数字のぶれは出てくるかと思っておりますけれども、一つの目安というふうには認識してございます。

○小貫委員

それで、もう一つ代表質問の答弁で、駅前広場と駐車場について、最低でも10億円程度という答弁なのですが、それでは、最低でなければ幾らなのでしょう。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

平成29年3月に策定いたしました北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画の中で、駅前広場と駐車場の計画案というのを何点か出してございます。その中で、今後のたたき台にしようということを出している案がございまして、そこでの積算、概算数値がおおむね12億円から13億円。代表質問で10億円程度ということでお話ししましたけれども、駐車場等の整備の段階とかというのもございますので、最低でも10億円。まちづくり計画で位置づけた中で駐車場を同時に全て整備すると、大体12億円から13億円の間ぐらいというふうに積算してございます。

この案については今も動いております、現在、北海道ですとか、そういった機関と調整しながら、この案をベースにしながら進めているところでございます。

○小貫委員

それで、先ほど人口の問題をやりとりしましたけれども、まちづくり計画の中で二つの人口のパターンのケースを出しています。

それで、先ほどの総合計画の基本構想と照らし合わせると、ケース3、ケース4というケースはなくなったと考えるのですが、どうでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まちづくり計画の中では、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口の数値が一軸あって、もう一つ、小樽市総合戦略人口ビジョン推計値ということで、もう一パターンといいますか、もう一軸を使って積算してございます。計画の策定段階のときにはそういった一つの利用者の想定という前提に立って整理してございますので、今、人口ビジョンについてはなくなったものというような委員の御質問がございましたけれども、あくまで平成29年3月に策定した計画の中で数値として出しておりますので、これについてはあくまで全てこの想定を踏まえた形で、今後のまちづくりの議論を進めていきたいなというふうに思っております。

○小貫委員

なくなったものは計画から削除するべきだと言っているのではなくて、基本構想という土台の部分で2030年は8万9,000人というのを出していると。その一方で、人口ビジョン値として10万6,000人という人口の推計でやっていたら、基本構想との整合性がとれなくなってしまうと。基本構想と照らし合わせて市政をやるといのが大原則なので、そうなってくると、この10万6,000人というのはいないでしょうという話をしているので、いかがですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

少し先ほどの総合計画の答弁でもございましたけれども、将来推計人口、施策を打っていった中で、効果が出れば推計人口よりも当然数値は上がってくるしというお話がございました。人口ビジョンの考え方も、あくまで各種施策を展開する中で人口減少に歯どめをかけようという、その認識は同じかと思えます。

ただ、あくまで推計人口は、機械的に推計された部分とあわせて人口ビジョンで数字を出しております。頑張った部分の人口減少の歯どめというのでしょうか、そういった部分も踏まえて今後のまちづくりは考えていく必要があるのかと思えますので、まちづくり計画の中でこういう形で整理しておりますので、先ほど申したとおり、今後これから議論していく中では、一定程度この部分も含めた形で考えていきたいなというふうには思っております。

○小貫委員

堂々めぐりなのでこれ以上やりませんが、もちろん、人口が施策によってふえることというのは望ましい限りなのですが、過去の朝里ダムの例もあります、人口が20万人になるといって、どんとつくったはいいけれども、減少の一途ということがあるように、まず、私たちは整備推進の立場ではないですが、整備推進するにしても、まずここは最低限というところからスタートしていかないと、財政上まずいのではないかとというふうに思えます。

それで、新駅で想定されているのが、恐らく700人から1,000人前後という話なのですが、小樽市内でこの程度の駅利用者数の在来線の駅というものはあるのでしょうか。これについていかがですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

小樽市統計書ですとか、いろいろと国の調べ物を見ていって、わかる範囲でのお答えにしかならないのですが、国土交通省が出しています都市計画現況調査という資料がございまして、その中で鉄道の乗降客数、平成28年3月現在というのを今見ておりますけれども、そこで見ますと、代表的な小樽市内の駅しか出ていなくて、銭函駅で1日当たりの乗降客数が4,038人というふうに出ております。それより少ない駅がその資料にはなかったもので、今、銭函駅ということでお話しさせていただきますと4,038人。我々のまちづくり計画の中での想定が、委員もおっしゃられていましたけれども、700人から最大で1,600人という形で利用者を想定しているところでございます。

○小貫委員

ただ、1,600人というのが、人口がふえて時間も短縮されてという、非常に都合のいい数字なのですが、そうではなくてJRに聞いてくれれば一発でわかる話で、私は、これは聞いておいてと前もって言っておいたのに、聞いてくれなかったのですか。

○(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

きょうの時点ではJRには確認をとっていませんけれども、小樽市統計書を最初に基礎の数字で見ているのですが、その中で、先ほど申し上げました銭函駅よりも少ない駅というのが南小樽駅で乗車人員数が出ていましたけれども、それ以外の朝里駅、塩谷駅、蘭島駅については、数値がオープンといいますか、全部空欄、「…」になっているので、そこは確認していないのですが、一番近いといいますか、今出ている数字の中で出せるものということで、済みません、銭函駅の例を言わせていただきました。

○小貫委員

後でお示してください。

(「優しい」と呼ぶ者あり)

優しいなと思うのだけれども。

それで、ここでなぜそういう在来線の駅を言うかということ、1,000人規模で非常に立派な駅前広場も整備、20億円を整備してやるという。ただ一方で、今、同時並行で並行在来線の問題が出されていて、その駅舎というのはほとんどもう、バリアフリー化されるのは、今度、南小樽駅がやっとそれに着手されるという程度なものですから、そういうもとの、果たしてどちらが優先されるのかということ、私たちとしては問題視しているのです。

それで、この並行在来線に移ります。

基本構想上の位置づけについて説明してください。

○(総務) 新幹線・高速道路推進室主幹

並行在来線というキーワードでストレートに書いてある部分はないのですが、意図としては、テーマ4、「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」、生活基盤のテーマの中の施策6の「交通」という部分で、交通の方針が出ておりますけれども、その後段の中で、「市民や本市を訪れる誰もが、安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくりに努める」という部分で、この並行在来線、仮に、まず並行在来線の将来性といいますか、どうなるかというのは決まっていない部分もございますけれども、あくまで市民の足を確保するという部分では、ここでの位置づけに含まれるのかなというふうに認識してございます。

○小貫委員

私は、それはかなり文脈としては無理があるかなと思うのです。地域公共交通網形成の実現に向けてと。

2028年というこの基本構想の終了年があると。2030年までには今のままでいくとJRから経営分離されるという話ですよ。その時点でその問題を小樽市としてどういう協議を行っていくのかと。在来線、鉄路を残すとか残さないとか、具体的なことを書けないのは今の時点ではあるとしても、どういう協議を行っていくのかという、並行在来線の一文字もないということに対してはどう思いますか。

○(総務) 新幹線・高速道路推進室主幹

キーワードとしていないというお話が今、委員からありましたけれども、鉄路の部分、小樽駅から塩谷駅、蘭島駅、それからその先も含めてなのですが、これはなかなか小樽だけで決められる問題ではないというふうに考えております。そこから先の沿線を含めて、地域の交通をどうしていくかというのを考えていかなければいけない部分なのかなと思っております。

現在は北海道が中心となって、その並行在来線、小樽駅から南の部分の協議というのでしょうか、それを進めているところですが、まだ答えが出ていないという中で、今回の基本構想の中では、そこを突っ込んだ書きっぷりにはもちろんなってございませんけれども、それについてはこの総合計画の計画期間内で間違いなく考えていかなくはいけない部分ですので、それについては先ほど申し上げた、ほかのまちとのすり合わせというのでしょうか、連動の部分と含めて、しっかり協議をしていく必要があるのかなというふうには思っております。

○小貫委員

その答弁にあるようなことが書かれていないとおかしいのではないですかということなのです。私たちの主張どおりに書いてほしいということを行っているのではなくて、やはりどういう協議を行っていくのかというプロセスぐらいは載せておかないと、今のままでいったら市の方針は何も協議しないという話になってしまっていますから、それは少し行政としては問題があるのではないかと。財政上の今後の方向性を見きわめる上でも、やはり基本構想には必要な文言ではないかというふうに思います。

それで、財政的な問題について1点だけお聞きしたいのですけれども、市政運営の基本姿勢というところで、「持続可能な行財政運営の推進」という項目があります。

それで、財政健全化の取り組みをさらに進めるのだと。これはわかるのですけれども、具体的なイメージについて述べてもらえますか。

○(財政) 津川主幹

本市においてはさまざまな課題がある中で、今後、小樽市収支改善プランにおいて事務事業の見直しなどの自助努力を進めますが、これらは市民サービスを維持するために行うものであり、収支改善に向けた目標の達成に向けて、市民に過度な負担となるような影響を与えないように、今後どういう取り組みをしていけるのかを考えていきたいと思っております。

○小貫委員

過度の負担にならないようにという話をしているのですけれども、負担を求めるといふ、逆に言えばそういうことだと思います。

それで、少し提案いたしますけれども、石狩湾新港には今後560億円かかると、石狩湾新港管理組合議会で答弁がありました。この560億円の事業に対する小樽市の負担分、この想定は何億円になりますか。

○（総務）企画政策室小川主幹

560億円の事業に対する小樽市負担分の想定につきましては、管理者負担金が約221億円とすると、そのうち小樽市負担分は6分の1の約37億円が想定されます。

○小貫委員

今、市民負担の話をしていましたが、サービスを維持するためと言っていましたけれども、それだったら真っ先にこの37億円と、先ほど言った駅前広場と新幹線の負担で20億円と、これで57億円です。これにさらに例のOBCからお金が入れば、小樽市の財政というのは市民負担をもう少し軽減できるのではないかと私は思います。

◎公の施設の指定管理について

公の施設の指定管理に入ります。

今回、議案が出されています。この議案についてですけれども、指定管理者で管理している公の施設の指定期間について、現在の状況を年数ごとに施設数を示してください。

○（財政）契約管財課長

現在、小樽市の公の施設を指定管理者制度により管理している施設は、11カ所の市営住宅の集会所を管理する管理委員会を含めまして、全部で32施設ございます。このうち、小樽駅前広場の駐車場と小樽駅横駐車場の2施設につきましては一括で指定しておりますのと、あと小樽市民会館、小樽市公会堂、小樽市民センターの3施設につきまちは一括で指定しておりますので、指定管理者数といたしましては、現在29施設となっております。

指定期間の状況といたしましては、指定管理者の数で申しますと、2年が1件、3年が5件、5年が23件となっております。

○小貫委員

大半が5年ということですが。今回、議案で出されているように、3年というケースがあるのですけれども、この年数の判断基準は何でしょうか。

○（財政）契約管財課長

小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針というものがございまして、この中では指定の期間を原則5年としておりますけれども、当該施設に特有の事情ですとか特殊性、それがありますときは5年以内で指定期間を設定できるということになっております。

○小貫委員

その特殊性をもう少し詳しく説明してください。

○（財政）契約管財課長

特殊性といいますのは、例えば今回で言いますと小樽市総合福祉センターですとか、市民会館、公会堂、市民センターについてのことなどが当てはまるのですけれども、公共施設について小樽市では、今、個別施設計画などを作成中でありまして、そういうことで例えば、長くするには考えなければならないことがあるとか、そういうような特殊な事情などがあるときは、担当課からの提案等もありまして、それにより短くすることなどが考えられます。

○小貫委員

でも、そうやって言っても、市民センターはずっと3年ですよ。小樽市夜間急病センターはずっと2年なのですけれども、それについてはどうなのですか。

○（財政）契約管財課長

例えば今、個別施設計画のことなどを申し上げましたけれども、個別施設計画につきましても、平成32年度までにつくり終えるということもございまして、あとは施設の入館者ですとか、そういうことに鑑みまして、今回は何年で指定しようかということで、こちらでつくっております小樽市公の施設指定管理者選考委員会というところで、そこについては妥当かどうかということで判断しておりますし、夜間急病センターにつきましても、救急医療体制のあり方などを検討する必要がございますことから、期間を短く設けていることなど、それぞれの事情によって指定しております。

○小貫委員

それで、今、急病センターとか何とかというのが出たのですけれども、それ以外で今回の議案に出ているもので、今回の指定期間とした理由について、原課から総務省の通知に基づいて説明してください。

○（財政）契約管財課長

原課にいきます前に私から、年数の指定などについて、大まかなところを御説明させていただきたいと思います。

平成22年に総務省から通知された助言がございまして、指定管理者の指定期間につきましては、法令上、具体の定めはないものでありますけれども、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体におきまして施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めることとなっております。そのため、今回提案した議案の指定期間につきましても、管理者の指定について審査をする市長の補助機関であります、小樽市公の施設指定管理者選考委員会で指針に基づき審査したものであります。

先ほど市民会館、公会堂、市民センターにつきましては、個別施設管理計画を作成中でありますということで3年と申し上げまして、あと夜間急病センターについては2年と。総合福祉センターにつきましても個別施設計画がありますので、こちらも3年。あと、銭函パークゴルフ場につきましては、原則がございまして5年。おたる自然の村につきましては、「小樽の森」構想の動向、進捗状況などを見きわめるための期間が必要でしたので、こちらは3年ということで、委員会で指針に基づき審査したものであります。

○小貫委員

なぜ個別計画との関係になると3年になるのですか。

○財政部長

なぜ3年といいますか、いずれにしても、平成32年度までに個別施設計画をつくるということの方向性は出しておりますので、そういったところの進捗状況を見きわめながら、次の指定管理期間をどうするかということを決めていかなければならないということで、そういったことを踏まえて3年ということで、今回は決定したということでございます。

（「そこをもうちょっと踏み込んだことを聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）

○小貫委員

それで、そもそもこの指定管理者による管理の目的、これについて説明してください。

○（財政）契約管財課長

指定管理者制度による管理の目的ということですが、地方自治法第244条の2第3項によりますと、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき、これは条例の定めるところによりまして、法人その他の団体で当該普通地方公共団体が指定するものに管理を行わせることができるとなっておりますので、これが目的かと思っております。

○小貫委員

公の施設を効果的に活用するという話なのですけれども、それでは公の施設とは、同じく地方自治法上の定めがありますので、何なのか述べてください。

○(財政) 契約管財課長

同じく地方自治法によりまして、第244条第1項によりまして、公の施設とは「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とされております。

○小貫委員

公の施設というのは、やはり基本的に地方自治法上の目的である住民の福祉の増進と、ここに重きを置かれていると私は考えているわけです。指定管理の状況を見ていますと、余りにも経費削減とか、財政的な面が強調されてしまうと、そこに今述べていただいた公の施設としての意義というのが横に置かれかねないのではないかと。そのことによってそこで働いている人たちの雇用の確保、安全、もしくは市民サービスの充実というところまで削られてしまうということに私は懸念を持っていますので、その辺もしっかり踏まえた上で指定管理の限度額や、指定については検討していただきたいという意見を述べまして、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村(誠吾)委員

◎人事評価の給与反映と会計年度任用職員の制度について

それでは私は、人事評価の給与反映と会計年度任用職員の制度についてお聞きします。

まず、この人事評価の給与反映についてなのですが、この間の経過とスケジュール管理を見てみると、非常に心配せざるを得ないことがあるのです。人事評価のこの給与反映の延期を専決処分で行っています。要するに、第1回定例会で条例改正ができていれば何も専決処分することはなかったわけです。できると思って、少しきつい言い方だけでも、第1回定例会では条例改正しないで、ぎりぎりになってやはり間に合いませんでしたと。この専決処分するというのは、市の仕事としては余り感心できることではないのです。

それで質問なのですけれども、これはまず第1回定例会の段階で、そもそも無理のあるスケジュールという認識はなかったのですか。

○(総務) 職員課長

労使協議の中で、給与反映の前提としておりました人事評価基準の素案作成がおくれ、第1回目の人事評価基準策定委員会の開催が本年1月にずれ込みましたが、その時点では、6月まで一定の期間があったことから、平成30年度からの適用に何とか間に合わせるように取り組んだところであります。

しかし、3月末、業績評価結果の12月勤勉手当への反映や、上位評価者への割り増し分の原資確保など、改めて課題を認識したこともあり、職員団体への提案には至らず、1年先送りせざるを得ないと判断いたしまして、結果としまして定例会での提案ができず、専決処分により関係条例を改正させていただいたところであります。

このようなことになりましたことは、大変申しわけなく思っております。

○中村(誠吾)委員

要するに、いまだこの人事評価の給与反映について、私は関係者に聞いているのですけれども、具体が見えないのです。ですから、現在どのように進んでいるのですか。

○(総務) 職員課長

人事評価基準を策定するために、11月28日に人事評価基準策定委員会を開催したところなのですけれども、そこ

ではまだ案が固まらなかったため、12月21日に策定委員会を改めて開催し、再提案する予定でございます。

○中村（誠吾）委員

次に確認しますが、これは国も言っているのですけれども、今回の会計年度任用職員の制度設計のスケジュールについてなのです。同じくなのですが、無理はないのですか。間に合うのですか。そして、例えば労働組合に対する提案時期はいつと考えているのですか。

○（総務）職員課長

スケジュール的には会計年度任用職員制度導入に伴います給与条例などの関係条例の改正は、平成31年第2回定例会での提案を目指しております。職員団体への提案につきましては、当初は本年12月での提案を考えておりましたが、作業が少し遅れ込んでおりますので、来年1月には何とか提案したいというふうに考えてございます。

○中村（誠吾）委員

それでは、よしんば組合に提案するとして、その提案内容にこだわらず、組合側の意見も反映していただけるのですね。よりよい制度にする意味です。その準備はできているのですか。

○（総務）職員課長

制度設計につきましては、組合にも理解してもらえる内容で提案したいというふうに考えてございますが、仮に労使協議の中で修正すべき点が出てくれば、その点は検討し、合意に達するよう努めたいというふうに考えてございます。

○中村（誠吾）委員

それで、今回のこの制度改正で増額されるわけです。予算は現段階でどれぐらいと認識していますか。

○（総務）職員課長

まだ制度設計が固まっておりませんので、確定的なことは申し上げられませんが、仮に現行の嘱託員の報酬水準のまま会計年度任用職員に移行した場合には、期末手当を支給する必要がありますので、これをフルタイムの再任用職員の支給割合、つまり年1.45カ月分と同じ支給割合にしたと仮定して一般会計ベースで試算いたしますと、おおよそ5,000万円ふえる見込みでございます。

○中村（誠吾）委員

さて、そこなのです。現在の財政状況で、その額を用意するために何をされるのですか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

現在の臨時職員や嘱託員の職の必要性について検証して、必要に応じて民間委託なども考えながら、適正な配置となるように努めてまいりたいと考えてございます。

○中村（誠吾）委員

今、民間委託ということをおっしゃいましたけれども、私の立場では安易な民間委託を認める立場ではありませんので、これは申し添えておきます。

そこで、現行の臨時、嘱託制度について、根本的に、小樽市として問題点だと認識している点は何なのですか。

○（総務）職員課長

まず臨時職員については、やはり任期に限りがあり、なかなか応募者がいないこと。また、嘱託員については週29時間という労働時間の制限がございますので、その時間を超えて勤務できないことなどが挙げられます。

○中村（誠吾）委員

今、臨時職員ないし平均29時間の壁のことを認められましたよね。

質問なのですが、短期間で募集しているこの臨時職員・嘱託員について原課では採用に非常に苦労しているのです、来られないということで、資格の問題もありますけれども。全国的に雇用情勢が緩やかに回復している中で、臨時職員・嘱託員の条件面等で問題点として認識していますか。

○(総務)職員課長

短期間の募集という部分でいけば、やはり仕事を探している方にとっては、どのぐらいまで働けるのかということが重要なポイントだと思いますので、短期間での任用はなかなか応募者がいないという現状がございます。特に保育士や保健師、放課後児童クラブの支援員など、免許や資格を条件にしているものについては苦戦している現状がございますが、必要に応じた任用期間を設定しておりますので、正直なかなか打開策が見出せていないのが現状でございます。

○中村(誠吾)委員

私は、本会議でも働き方改革の話聞いたのですが、ここも同じなのです。私どもが組織している嘱託員の皆さんから言われるのが、社会保険等で配偶者の扶養でいいと、入りたいと。しかし、今の範囲では入れないという声も聞こえてくるのです。いろいろな働き方があるのですから。

さきの質問と関係があるのですが、一つの例ですけれども、社会保険の扶養の範囲内で働けるような選択肢も制度設計の中では考えていかなければならないと思います、働き方の中では。それも十分組合と協議して、原課で欠員になっていて、何人来るのかということもあるけれども、働いている人がこれでは困るといふのに来るわけがないのですから、そこら辺の考えはありますか。

○(総務)職員課長

応募する際、あくまでも必要とする職として、勤務時間や報酬等を設定していきますので、働いていただく人の個人的な希望に合わせるような形で職を設定することは難しいと認識しているのですが、ただし、こちらが設定した勤務条件では応募者がなく、例えば半日勤務ずつであれば応募者が見込めるというような場合には、午前と午後に分けて、それぞれで任用して2人で1人分の仕事をしていただくということは考えられると思っております。

○佐々木委員

◎小樽市史編さんについて

まず先に、市史編さんについて伺います。

12月12日の一般質問で市史編さんについてお聞きしました。答弁では、経費の問題や人員配置の都合で編さん事業が凍結されたということでしたけれども、そしてその最終判断は総務部長が行ったということでした。

そこで改めてお聞きしますが、総務部長は編さん事業凍結を決定する前に編さん事業に係る経費について財政部に予算要求をしたのでしょうか。もしくは、財政部に予算要求をする前に凍結の判断をしたのでしょうか、タイミングについてお願いします。

○(総務)総務課長

市史編さん事業の凍結の判断を行いましたのは、平成30年度の当初予算の編成に向けた検討を行っていたときということになりますので、昨年11月ごろになるかと思うのですが、昨年11月ですので、その判断をした総務部長は現在の総務部長ではなくて前任の総務部長ということになるのですが、判断といたしましては、財政状況が厳しくなっている中で、各部とも予算要求に当たって、事業の優先順位をよく吟味して、取捨選択をするということが大事になってきます。総務部としては、こういう部分については率先して取り組まなければならないということで、そういう判断から最終的に凍結を決定したものでございます。

厳密に申し上げますと、財政課には最初の要求段階で一旦予算要求を出したのですが、総務部で改めて検討を行いまして、その結果引っ込めたということでございます。

○佐々木委員

前総務部長が予算の検討中に判断したということですね。

予算の話はそういうことですが、予算の点で、人員配置の問題ということも挙げておられましたけれども、ちょうど議会が当時、組織機構改革に係る条例改正案を否決したときだったのですが、そのことも凍結に影響したということでしょうか。

○（総務）総務課長

機構改革に係る条例改正案の否決が直接影響したということでもないのですが、市史編さん事業を実施するには、やはり専任の担当者を配置する必要があると思いますが、現在の状況では新たな人員配置というのなかなか難しいということで判断したものでございます。

○佐々木委員

議会が否決したという、議会のせいにして凍結したわけではないということは確認させていただきました。

何かタイミングとか、それから組織機構改革で議会のせいだと言われると、前総務部長が判断したというより、何かもっと違う力が働いたのではないかと想像してしまったものですから、こういう質問をさせていただきました。

さて、また一般質問では、私は書物は別にしても収集活動は続けていくべきと再質問したところ、市長から、記録の蓄積だけは着実に進めていく必要があると答弁をいただきました。そこで聞きますが、30年以上のものの記録をきちんと収集できるのでしょうか。

○（総務）総務課長

本会議の答弁におきましては、市史としてまとまった形になったものがないということをして、記録の蓄積がないというふうに表示したものなのですけれども、全く何もないというわけではなくて、まず昭和62年までの志村市政、それからその後の平成11年までの新谷市政、それから23年までの山田市政につきましては、それぞれの市政の歩みをまとめたものを書籍の形で発行しておりますので、これらの記録、行政の記録も資料として活用しながら、また、関係部署とも連携しながら取り組んでいく必要があるのかというふうに考えております。

○佐々木委員

一定の書物として記録が残っているということなので、全くないというわけではないと聞いて少し安心はしましたが、大事なものは、本会議場でも言いましたけれども、きちんと記憶にある人、そのときにそれを実際体験している人から直接お話を聞いて残すということがやはり大事だろうなというふうに思いますので、そのところは大事にしていきたいというふうに思います。

それから少し話はそれですが、他市の例を見ますと、これまで編さんしてきた市史などをデジタル化しているところもあります。それから、これから集める記録のデジタル化、そしてそれを公開することも含めて歴史遺産として扱うことも視野に入れて、今後ぜひ検討していただければということをお願いいたしまして、この件については終わります。

◎市長のリーダーシップと職員のモチベーションについて

もう一つの質問ですが、市長のリーダーシップと職員のモチベーションについて伺います。

私は前市長に対して、リーダーシップとはと繰り返して問いかけて、そしてこの場でアドバイス等もさせていただいたつもりですが、ついに御理解をいただけないままでした。強いリーダーシップというものと権力を振りかざすということの区別がついていなかったのが非常に残念です。

さて、そこで、改めて現市長にお伺いしたいのですが、市長においては、やはり市長というのはみずから学び、高い知見、識見を身につけた強力なリーダーシップと、職員からの、時には耳に痛い意見、既存概念に当てはまらない斬新なアイデアを受け入れる度量の広さ、柔軟性が必要と考えております。

そのことについては、やはり前市長の反面教師的な部分で私も痛感しておりますが、そういうことや職員に相対する際に気をつけていることを含めて、迫市長の考えるリーダーシップ論についてお聞かせください。

○市長

ただいまの私の考えるリーダーシップ論、それから職員に相對する際に気をつけている、配慮している点ということで受けとめとしましたけれども、この 2 点についてお答えをさせていただきたいと思います。

私の考えるリーダーシップ論についてなのですが、組織というのはピラミッド状になっております。私が考えるには、職位が上がるにつれて一番求められる能力というのは、判断力であったり決断力であるというふうに思っております。そのトップにいるのが私ですので、私はやはり、職員に対して正確な指示、それからの確な判断、そういったものができるという信頼感、それから安心感というものを職員に与えられる、そして職員に持ってもらう、そういったものがリーダーシップではないかというふうに思っておりますので、キーワードとしては信頼感ということだと思っております。

ただ、この点について、私に対して過度な依存、このことについては十分気をつけていかなければいけないのだろうというふうに思っているところでございます。

それから、職員に相對する際に気をつけているということでございますけれども、こちらのキーワードは筋といたしました。要は筋が通っているかどうかということです。職員からいろいろな考えなり、思いなりを伺う際に私が気をつけていることは、いわゆる筋が通っているかどうかということです。タイミングですとか、遵法性ですとか、財源ですとか、あるいはバランスですとか、いわゆる合理的、合理性という言葉に言い換えられるのだと思いますけれども、基本的には職員に相對するときを求めていることは筋でございます。

○佐々木委員

一方、職員のモチベーションということについてもずっと論議がされてきておりました。前市長時代、決して前市長はモチベーションが下がっているとは認めませんでしたけれども、迫市長は職員として、また一時は外部からごらんになっていて、どう感じておられましたか。

本来、市職員はやる気を持って職務に臨むのが市民に対する責務ですから、市長によって変わるものではないと言いながらも、やはりなかなかそうは現実はいかないだろうというふうに思いますが、市長としてモチベーション向上のために考えていること、実際に実行していること、するつमりのことについてもお聞かせください。

○市長

市長としてのモチベーション向上のためにどんなことを考えるかということでございますけれども、このキーワードは責任でございます。

私もずっと前の市政を見ていたわけではありませんけれども、少なくとも議会答弁に当たって職員のせいにする、職員にその責任を転嫁するということとはできないというふうに思っておりますから、いかなる場合であっても、これは当然のことですけれども、最終的な責任は私にとるといふ、この責任。このことをもって、職員に対してはモチベーション向上につながっていくものというふうに考えているところでございます。キーワードは責任でございます。

○佐々木委員

また、組織機構についてもお伺いしたいのですが、いろいろ改革をしていくというお考えはこの 2 回の議会でもってお聞きしております。それ以外に、硬直化、それから縦割りからの脱却のため、横断的で柔軟な発想を生かせる仕組みづくりなど、そういうところが大事だと私は考えるのですが、市長が考えておられること、これらの見地から来年度の人事についてお考えになっていること、重要視していくことについて最後にお聞かせください。

○市長

組織機構についてであります。たしか私が初登庁したときに職員の前でお話をさせていただいた中にもあったと思うのですが、森井市政が誕生した背景には、やはり市役所の体質、これに対して、ある程度やはり市民

の皆さんの御批判があったということで、これは十分考えていかなければいけないよねということで、職員の前でもお話をさせていただいたことがあります。

やはり、今、質問の中にもございましたけれども、縦割りですとか、あるいは硬直化ですとか、こういったところが市民の皆さんから御批判を受けていたのではないかというふうに思っております。これを直ちに組織改革に反映していくというのは少し難しいかと思えますし、少し時間はかかるかというふうに思いますが、この間、組織改革については既に除雪の担当の組織をかえていきましたし、議会の中でも答弁申し上げたと思えますけれども、まちづくりの推進体制を組織化していきたいというふうに思っているところでございます。

それで、この組織機構についてのキーワードは専門性といたしました。従来、4年に一度で異動させていくことがいかどうかということなのですが、例えば今回の胆振東部の震災を受けまして、やはりあいつた職場は専門性が求められるのではないかというふうに思っているのです。通常の職員と同じような形で4年サイクルで動かししていくことがどうかということですが、例えば福祉の部門ですと、絶えず制度が変わったり、仕組みが変わって行く中で、職員がどんどんかわっていくことがいかどうかというふうに思うことがございます。必要な場所に、セクションについては、やはり専門性を取得させるような職場も必要になってくると思えますので、ひとつ専門性ということ意識しながら組織編制にも当たっていききたいというふうに思っているところでございます。

○佐々木委員

一つずつキーワードを挙げてお話をいただきました。ぜひそういうことに沿って市政を進めていただきたいというふうにお願いをしまして、これで質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 21 分

再開 午後 3 時 38 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成30年度小樽市一般会計補正予算、議案第17号小樽市総合計画基本構想の策定について、否決の立場で討論します。

初めに、議案第 1 号です。

理由は、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係経費です。

この経費は、今年度 3 回の会議分だということです。新幹線の新駅まちづくりを議論する前に、整理しなければいけない課題が山積みです。人口減少が進む中、一体どれだけの利用客が見込めるのか、いまだに明確ではありません。さらに、基準値を超える重金属を含むトンネル残土の処理について定まっていません。北海道新幹線の昨年度決算で、赤字が約100億円と示されました。全道の鉄道網が寸断されているもとの、新幹線の赤字穴埋めで、さらなる地方路線の切り捨てが危惧されます。このような問題が解消されることが先です。

次に議案第17号です。

個別事業については省略し、反対理由の中心点のみを述べます。

第 1 に、基本構想の中心に新幹線によるまちづくりが据えられていることです。一方、並行在来線も含め、市民

生活に必要な交通手段の確保については、地域公共交通網の形成としか位置づけられていません。

第2に、市政運営の基本姿勢です。国からの地方分権で責任の押しつけを肯定し、財政健全化の名のもとに、市民負担の増加と広域連携で自治体の責任を放棄する方向性が打ち出されています。自治体の役割である住民の福祉の増進を果たすには、石狩湾新港の開発、簡易水道、新幹線の整備など、ここにメスを入れてこそ市民生活の予算を確保することができます。公共事業を新規優先から老朽化対策優先へと切りかえることです。

以上、討論といたします。

○中村（誠吾）委員

立憲・市民連合を代表して、議案第17号小樽市総合計画基本構想の策定に関して、賛成の立場から討論いたします。

代表質問や当委員会では、総合計画のあり方について質問をしました。全体を通して少し厳しい質問もしましたが、迫市長以下、厳しい質問にも真摯に答弁していたと思います。

指摘した問題点ですが、反対とする理由までには至らないと考えています。ただ、全く問題がないかと言えば、そうではありません。市に基本計画策定義務がなくなり6年たち、さまざまな市で位置づけの変化や工夫が見られています。例えば、藤沢市は平成25年に「総合計画に替わる新たな指針の策定について」という資料を出しています。その中で、総合計画の課題として策定に多くの時間と労力、経費がかかっている。市の事業を総花的に位置づけているため、重要、緊急な取り組みが見えづらくなっている。多くの事業を位置づけた長期的な計画であったため、実施に当たっての財政上の担保が十分できない状況になっているとしています。この指摘は、小樽市の総合計画にも当てはまる部分ではないでしょうか。ほかにも問題点はあり、工夫の余地があるというのは事実です。そして、この課題をどう克服していくのかは今後の課題として大変重要です。

ただ、指摘した問題点は、反対理由となるような深刻なレベルではなく、迫市長には可能な限り解消してもらえろという信頼があります。

就任数カ月の市長が今回の第7次小樽市総合計画基本構想が議会に提出された段階で、できることは限られているかもしれませんが、それでも迫市長は、再質問に対しては、一定程度見直しをすることも検討すると答弁されました。これらの議会の答弁を通して、市長の、現段階でできることはするという真摯な姿勢は確認できましたので、したがって、賛成するのが妥当だと判断いたしております。

詳しくは本会議で述べたいと思いますが、以上で討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び議案第17号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、酒井隆行副委員長を初め委員各位と、市長を初め説明員の皆様の御協力によるものと、深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。